

一般社団法人静岡県トラック協会

青 年 部 会 規 約

一般社団法人静岡県トラック協会

青 年 部 会

青 年 部 会 規 約

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人静岡県トラック協会青年部会（以下「青年部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び健全な事業の発展に資するため、新鮮な感覚と行動力をもって、会員相互の啓発と業界の地位向上を期することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、部会長が所属する支部青年部が担当する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、各支部青年部の連絡協議を主たる事業とし、以下次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化を推進するための調査、研究及び情報の提供。
- (2) 会員相互の健全な発達を図るため、研修会、講習会等の開催。
- (3) 会員相互の啓発を促進し、協調と連携を深める。
- (4) 静岡県トラック協会の活動への積極的な協力。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(部会員)

第5条 本会の部会員は、静岡県トラック協会各支部青年部会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 部会長 1名

- (2) 副部長 2名以内
- (3) 役員 24名以内 (各支部 3名以内)
- (4) 幹事 2名以内

(役員を選任)

第7条 役員、幹事は全体会議において会員の中より選出する。
ただし部長、副部長は役員の間選とする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2. 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 部長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3. 役員は役員会を構成し、会務を執行する。
- 4. 幹事は本会の経費の管理と報告をする。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2. 顧問及び相談役は、役員会の同意を得て部長が委嘱する。

(会議の種類)

第11条 会議は、全体会議及び役員会とする。

(全体会議)

第12条 全体会議は年1回開催するものとし、部会長が招集する。

2. 臨時全体会議は、役員会が必要と認めたとき、または会員の3分の2以上から文書をもって請求があったとき、部会長が招集する。

(全体会議の議決事項)

第13条 全体会議は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業報告
- (3) 事業計画
- (4) その他の重用事項

(全体会議の成立及び議決方法)

第14条 全体会議は、会員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2. 全体会議の議長は、会員の中より選出する

(役員会)

第15条 役員会は、部会長が必要と認めたとき、または役員から請求があったとき、部会長が招集する。

(役員会の運営及び議決事項)

第16条 役員は会務の執行に当たるほか、次の事項を議決する。

- (1) 全体会議から委託された事項及び提出すべき事項
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(役員会の定足数)

第17条 役員会の定足数は、過半数とする。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第19条 本会の経費は、一般社団法人静岡県トラック協会の予算をもって処理する。
なお、予算を超過する経費支出は部会員が負担する。但し、本会の活動に特別の経費を必要とするときは費用負担を求めることができる。

(会計)

第20条 部会活動費については、3ヶ月毎に収支報告を作成し本部に送付する。なお、年度末における収支報告には1年間の合計収支報告も作成する。

附 則

1. 平成2年9月 1日制定
2. 平成3年5月19日改正実施
3. 平成4年6月 9日改正実施
4. 平成5年6月17日改正実施
5. 平成8年6月22日改正実施
6. 平成15年6月21日改正実施
改正点 第20条会費年額2千円から3千円に変更及び会費納入期限毎年5月末日から7月末日に変更。
7. 平成20年6月21日改正実施
改正点 幹事から役員に、監査を監事に名称変更、第6条役員の定数を各支部3名以内、合計24名以内に変更。
8. 平成25年6月29日改正実施
改正点 第1条 名称の改正
第7条 総会名称の改正
第6条 役員の役職名の改正
第9条 役員の職務の改正
第11条 総会名称の改正
第12条 総会名称の改正及び召集時期の削除
第12条2 臨時総会名称の改正及び召集要件の一部改正
第13条 総会名称の改正及び議決事項の一部改正

- 第14条 総会名称の改正
- 第16条 総会名称の改正
- 第19条 会計の削除及び経費の追加
- 第20条 会費の削除

9. 平成29年6月10日改正実施

- 改正点 第3条 事務局の一部改正
- 第4条 事業の一部改正
- 第5条 部会員の一部改正
- 第6条 役員の一部改正
- 第19条 経費の一部改正
- 第20条 会計の追加

10. 令和3年6月 日改正実施

- 改正点 第3条 組織改革に伴う名称の改正 (分室 → 支部)
- 第4条 組織改革に伴う名称の改正 (分室 → 支部)
- 第5条 組織改革に伴う名称の改正 (分室 → 支部)
- 第6条 組織改革に伴う名称の改正 (分室 → 支部)